

お 知 ら せ

筆界特定申請の標準処理期間について

当局においては、筆界特定申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な処理期間（以下「標準処理期間」という。）について、下記のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、個々の筆界特定の事案について、関係者の多寡や内容の複雑性・困難性により、解決に必要な期間は異なります。

記

標準処理期間 7 か月

平成 2 1 年 4 月 2 0 日

横浜地方法務局長